

平成 24 年 11 月 8 日

基準諮問会議

ASBJ 実務対応専門委員会における新規テーマの評価

[信託を利用した従業員への自社の株式の付与スキーム]

7 月 11 日に開催された第 15 回基準諮問会議において、日本公認会計士協会（JICPA）から「自己株式を利用した株式給付信託」を企業会計基準委員会の新規テーマとして採り上げることを基準諮問会議が ASBJ に提言することの提案がなされた。

同諮問会議では、新規テーマの提案に関して新たに設定されたプロセスに沿って本件の検討を行うことが決定された。これを受け、企業会計基準委員会の実務対応専門委員会において新規テーマの評価に関する検討を行った。

1. ASBJ 実務対応専門委員会における評価

実務対応専門委員会において 2 回検討を行った結果、本案件については、企業会計基準委員会の新規テーマとして基準諮問会議から提言することが相当であるとの結論となった。

なお、当該結論とするにあたり、一部の専門委員・オブザーバーより、以下の意見が聞かれている。

- 既に本スキームを導入している企業における影響に配慮することが必要である。
- 会計処理のバラツキの内容について、よく検証する必要がある。

2. ASBJ 実務対応専門委員会における検討の概要

(1) スキームの把握及び論点の整理

本スキームについて、現在導入されている取引を、従業員持株会型、退職時給付型及び在職時給付型に類型化した上で、各々のスキームについて論点を整理した(資料1-2)。

(2) テーマアップの是非の評価

上記のスキームの概要及び論点の整理を踏まえ、テーマアップの是非の評価が行われた。

第1回目の専門委員会では、事務局から、以下の観点での整理がなされた。

広範な影響があるか。

有価証券報告書提出会社の中で100社以上で利用されており、今後も増加する可能性があり、広範な影響があると考えられる。

会計実務における多様性はあるか。

7月11日に開催された第15回基準諮問会議において、日本公認会計士協会より処理にばらつきがある旨の報告がなされている。

会計基準レベルのものではないか。

現状における会計基準の記載がない論点も多いが、特定の商品に関するものであり、新たな会計基準の開発を要するものではなく、適切な解釈及び適用の問題と考えられる。

適時に実務対応報告等の開発が可能か。

各論点に対する考え方が分かれており、考え方の整理を行う必要がある。また、会社法との関係も整理する必要がある可能性がある。

上記の分析について、専門委員より以下の意見が聞かれ、第1回目の専門委員会では、結論に至らなかった。

(a) 上記の「広範な影響があるか」に関連して、本スキームは、導入のメリット等か

ら考慮すると、今後の拡大が見込まれるかどうか疑問である。

- (b) 本件のような特定の商品に関する会計処理については、作成者と監査人の中で解決すべきものではないか、ないし、日本公認会計士協会によって何らかの監査上の指針を示すなどの対応を図ることはできないか。

第 2 回目の専門委員会では、上記の意見に対応して、以下の審議が行われた。

(a)について

事務局によって、本スキームの導入状況について資料 1-3 のとおり調査を行った。その結果、平成 23 年 3 月までの 1 年間で 54 件、平成 24 年 3 月までの 1 年間で 54 件と、年間約 50 件のペースで増加している状況が認められた。また、当初は従業員持株会型が主であったが、最近では、退職時給付型、在職時給付型が増加している状況が認められている。

(b)について

(b)に記載する意見に対して、監査人サイドから資料 1-4 にしたがって、説明がなされた。

上記の審議の結果、「1. ASBJ 実務対応専門委員会における評価」に記載のとおり
の結論となった。

以 上